

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年5月19日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第35号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和5年佐賀県条例第26号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日は、令和8年5月21日とする。